

電波法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、電波の有効利用を推進する観点から、電波利用料についてその用途の範囲及び料額を見直すとともに、免許人以外の者が特定の無線局について簡易な操作による運用を行うことができるようにするのであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波利用料制度の見直し

1 用途の範囲の拡大

イ 電波利用料の用途として、既に開発されている電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の技術基準を定めるために行う国際機関等との連絡調整を例示として追加する。

ロ 携帯電話や地上デジタル放送等の無線通信を利用できない地域において必要最小の空中線電力によるその利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付対象の拡大等を行う。

2 料額の見直し

イ 免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行う。

口 国等について、電波利用料の徴収に関する規定を適用することとともに、特定の無線局の免許人については、その規定を適用除外とし、又は納めなければならない電波利用料の金額を減額することとする。

### 3 納付委託制度の整備

電波利用料を納付しようとする者は、一定の要件を満たす者として総務大臣が指定する者に納付を委託することができるようにする納付委託制度を整備する。

- 二、無線局の運用の特例の追加  
携帯電話の超小型基地局等の無線局について、一定の要件の下で、免許人以外の者に当該無線局の簡易な操作による運用を行わせることができることとする。

### 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一は公布の日から、一三は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、電波監理審議会への諮問について見直しを行うとともに、電波利用料の使途について、その明確化、実施状況に関する資料の公表、研究開発事務の対象の限定、電波についてのリテラシーの向上に関する事務の追加を行うほか、電波利用料に関する検討規定の追加等の修正がなされた。